

OTAサイトを活用した外国人観光客向け誘客促進事業 提案競技仕様書

1 委託業務名

OTAサイトを活用した外国人観光客向け誘客促進事業

2 目的

本県では、令和7年4月13日から10月13日まで開催された大阪・関西万博を契機に、更なる増加が見込まれる訪日外国人観光客に対して、島根県への誘致を促進するため、戦略的な情報発信・誘客促進事業を実施している。

本業務においては、特に個人手配で訪日旅行を検討している外国人観光客をターゲットとし、宿や航空便等の主要な予約手段となっているOTAサイトを活用して、情報発信と関西圏などにある主要ゲートウェイを経由した誘客促進を図り、島根県の認知度向上と訪問・宿泊数の増加に繋げることを目的とする。

※OTA…Online Travel Agency（オンライントラベルエージェンシー）の略。オンライン旅行代理店を指しており、主に宿泊施設や航空券、体験コンテンツなどの旅行関連商品をインターネット上で予約・販売するサービスを提供。特に近年では多くの旅行者に利用されている。

3 委託期間

契約日～令和8年3月31日

4 委託料上限

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務内容

（1）ターゲットとする市場の提案

活用するOTAサイトの特性を考慮したうえで、島根県における「重点取組地域」または外国人宿泊客が多い地域の中から、本事業において最も訪問・宿泊者数増加が期待できる市場を1つ以上選定し、提案すること。

※重点取組地域：韓国、中国、香港、台湾、東南アジア（タイ、ベトナム等）、フランス

※来訪者の多い地域：上記のほか、アメリカ、オーストラリア など

※「令和6年島根県観光動態調査」結果を参照

https://www1.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/chosa/kanko_dotai_chosa/R6kankodoutai.html

（2）OTAサイトの選定

以下の条件を満たす海外OTAサイトを選定し、提案すること。

- ・ターゲットとする市場に対して、訪問・宿泊者数の増加といった事業成果に繋がる
ことが期待できるもの
- ・サイト内で島根県の特集ページ掲載等の情報発信が可能であるもの
- ・本事業の実施効果を測る上で必要なデータの収集可能であるもの

(3) OTAサイトを活用した誘客促進の提案

① 島根県の特集ページの作成

- ・ターゲット市場の特性を踏まえたうえで、島根県の魅力と独自性が伝わり、県への来訪を促すことを目的とした特集ページを作成すること。
- ・ターゲット市場で使われている言語に翻訳のうえ、作成すること。
- ・掲載する内容は、OTA内で掲載されている宿泊施設や体験コンテンツのほか、島根の観光情報、関西国際空港などの主要ゲートウェイがあるエリアからのアクセスに関する情報を盛り込むこと。

② 広告の実施

- ・特集ページへの流入を促すための広告を実施すること。例えばウェブ上やSNS上での広告、OTAサイト内での広告等、事業の実施効果を高めるうえで効果的と考えられる媒体を選定し、提案すること。
- ・広告の実施に必要なバナー等のクリエイティブを作成すること。

③ OTAサイト内掲載情報の充実

- ・サイト内に掲載されている島根の宿泊施設や体験コンテンツを充実させる取組を行うことで、より誘客効果を高める工夫を行うこと。

(4) 効果測定・分析

① OTAを経由した予約数や訪問数を測定

- ・本事業を通じた島根への来訪数や宿泊数増加への効果を測るため、OTAを経由した予約数や訪問数を測定し、報告すること。
- ・特に、県内宿泊施設や体験コンテンツの予約数（利用数）については、可能な限り詳細を報告すること。

② 報告書の作成・提出

- ・特集ページへのアクセス数や事業期間内におけるOTAサイトでの宿泊予約件数等について計測結果をまとめ、本事業の結果をふまえて将来的な県への誘客促進に資する分析を加えた報告書を作成・提出すること。
- ・報告書に記載する計測指標については、クリック数や視聴数のほか、ユーザー属性（年齢や地域、特性など）を可能な限り詳細に記載すること。

(5) その他

① 素材の収集

- ・特集ページやバナーで使用する画像素材等について、使用にあたって関係先の許諾が必要な場合には受託者にて申請、確認を行うこと。
- ・県が所有する素材の使用については、双方で協議のうえで行うこと。

② 実施スケジュール

- ・特集ページの公開及び広告配信期間は最低でも2カ月以上とし、可能な限り長期、広範な誘客促進に繋がる事業設計、スケジュール設定を行うこと。

③ 独自提案

- ・本仕様書に定める事項のほか、委託業務全体の効果を高めると考えられる独自提案がある場合には、企画提案を行うこと。

6 業務の目標値

本事業の目的をふまえ、事業の実施効果を測るための目標値、またその測定方法を定めること。なお、島根県は外国人観光客の延べ宿泊者数を「島根創生計画」のK P Iとして設定している。

7 制作物の二次使用について

県が二次使用を希望した場合には、双方で別途協議し決定すること。

8 県との調整

受託者は、以下のとおり受託業務の実施にあたり、県との連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (1) 受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程、本委託事業の管理責任者等業務体制を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 業務期間中は、適切な業務が遂行されるよう、定期的に（月に1～2回程度）、進捗状況を含め関係者へ報告を行うこと（受託者を主催者とするオンライン形式も可）。業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

9 納品

制作物がある場合は、県及び県が指定する場所へ納品すること。納期は、県と協議のうえ決定すること。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、県及び関係機関と適宜協議を行う等、十分に調整して行うこと。
- (2) この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務内容及び処理、本事業に関連した内容について疑義が生じた場合、又は仕様書に記載のない事項については、県と協議し決定すること。